

「農業通信 VOL. 2」

－農業経営の法人化－

今年に入り、農業を取り巻く環境は一層厳しくなっています。

国内の農業では「農業者人口の高齢化」「耕作放棄地」の拡大なども全く解決されておらず「耕作放棄地」は39万ha（滋賀県全体の面積）を越えております。これらの問題の解決のきっかけとして国や農水省も農業政策（水田・畑作経営所得安定対策）を推進しておりますが、成果としては今一つの状況です。

現状の農政の基本方針は農業経営の集約化にあります。「農家個人の経営」から「認定農業者・集落営農組織での経営」への転換、地域共同経営へと変化してきております。

その中で「農業組織の法人化」のメリットには何があるのでしょうか。

第1に法人化によって様々な事にチャレンジ出来る事です。個人単位ではなかなか考えられなかった事や、実行出来なかったことが法人経営により協力・相談が出来ようになり新たな取組も可能になります。例えば「耕畜連携」です。穀物農家と畜産農家が共同すれば農地への肥料（堆肥）の確保、畜産農家へは飼料の提供が可能になります。

第2に税制面での優遇措置を利用し法人内部に資金を留保できる事です。米や大豆で収益性を高め、ここで得た収益を税制の優遇措置を利用して留保する事が出来ます。その資金で次の展開として新たな農作物の生産へ取り組みや、農作物を加工して販売する等、新たな展望を実行する事が出来ます。

第3に法人化によってその地域の農業者の高齢化や次世代を受け継いでくれる「担い手」を作り5年後、10年後の地域農業を守っていくことも可能になります。

「地域農業の受け皿」として、また「若い人材の確保」の為に、「農業経営体制の強化、法人化」が必要になってきます。

当事務所では「農業経営者」の皆様のお手伝いを全面的させて頂く為に「農業経営改善スペシャリスト登録」、「全国農業経営専門会計人協会」に加盟しております。

7月25日（金）の午後6時より当事務所3階研修室にて「農業組織の法人化」をテーマとした研修会を開催いたします。

この研修会の中では具体的な「法人化」をした農家の実例を紹介致します。また、「法人化」の具体的メリットについてもご説明致します。

農業関係者の皆様、是非参加して下さい。そして今後の「農業経営」を一緒に考えていきましょう。

税理士法人 TACT 高井法博会計事務所
農業プロジェクト リーダー 酒井充明